

小学校「すくすく」テストについての見解

2020年10月6日
大阪教職員組合
中央執行委員会

大阪府教育委員会は、小学校「すくすくテスト」の実施要領を9月16日付で市町村教育委員会に通知しました。本事業には法的な問題と、制度としての欠陥があります。大教組は、この小学校「すくすくテスト」の導入に対して反対の立場を表明し、法的な問題と、競争強化により子どもと学校の序列化を進める制度設計を批判するとともに、大阪府教育委員会に対して法令とモラルの遵守を求めるものです。以下に問題点を示します。

1 法的な問題

「法的根拠がありません」

教育行政は、法律の条文に基づいて施策を行わなければなりません。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」）」の第21条では、教育委員会の職務権限が規定されています。しかしここには、「テストの実施」や「子どもの評価」等の「教育活動」は書かれていません。**教育行政ができるのは「教育に関する事務」に関わることのみです。**

子どもたちへの教育活動をつかさどるのは学校教育法第37条11項と16項より、

「教諭・講師」です。テストを行い、個々の子どもたちの学習状況を把握することや、それを基にした子どもたちへのとりくみ、家庭との連携などは、各学校で私たち教職員が日常で行うものです。それを教育委員会の事業として実施することはできません。

最高裁判所昭和51年（1976年）5月21日大法廷判決（いわゆる「旭川学テ裁判」判決）においても、最高裁判所は、「**行政は、一般的な学力の調査はできるが、個々の生徒に対する教育の一環としての施策は行えない**」という解釈を示しています。なお、全国学力学習状況調査（以下、全国学テ）は、旭川学テ裁判判例及び過去の国会答弁より、地教行法に基づく「調査」として行われています。

今回の小学生「すくすくテスト」の実施要領では、「テストを児童に対して実施し、結果を記載した個人票を児童に提供する。児童は自分の学びをふりかえり自らの強みや弱みなどを知って新たな目標をたて、強みをのばすことや課題を克服すること等に取り組む。」とされています。この内容は、個々の児童に対する教育活動そのものであり、教育行政が介入することは法に定められた権限を逸脱しています。

2 実施要領の制度的な欠陥

① **過度の序列化と競争教育を生み出します。** 小学校「すくすくテスト」の実施要領では、市町村教育委員会は「それぞれの判断で学校毎の結果を公表することができる」としています。しかし結果を公表すれば、学校間や地域間の序列化を生み、競争が作り出されます。現場では、授業中、あるいは宿題として大量の過去問を解かせるなど、テスト対策が過熱します。過去に東京都足立区では、区独自の学力テスト結果を公表し、学校間の競争を煽る結果となりました。その結果、「テスト当日点数が取れない子が休むとホッとするようになった自分が怖い」というまでに教職員は追いつめられました。また、校長が点を取るための不正行為を行ったことで、教育委員会は謝罪会見を行い、独自テストは中止となりました。今回「すくすくテスト」も同様の事態が起こる可能性があります。

② **全国学テの点を上げるためのテストです。** 2020年度大阪府当初予算の「編成過程」の中で、小学校「すくすくテスト」事業の「成果指標」として「全国学力・学習状況調査における全国の平均正答率が70%以上の問題については、すべての学校が全国水準に達することをめざす。」とされています。このように、全国学テ対策であることは明白です。文部科学省は2016年4月28日の通知(28文科初第197号)において、全国学テの「数値データによる単純な比較が行われ、それを上昇させることが主たる関心事とならない」ことを求め、「数値データの上昇のみを目的にしているととられかねないような行き過ぎた取扱いがあれば、本調査の趣旨・目的を損なうものである。」としています。このように、小学校「すくすくテスト」は、文科省の全国学テの趣旨・目的でさえも損なうものです。

③ **行政が家庭にも介入します。** 小学校「すくすくテスト」の実施要領では、児童には「新たな目標を立て、強みを伸ばすことや課題を克服することなどに取り組む」、家庭には「子どもを誉め（公式な文書なら「褒め」とすべきです）、励ます等によって、子どもを支援する」という「取組みの充実に努める」とされています。前述のとおり、これらは各学校において「教諭・講師」が通常の教育活動で行うものです。教育委員会が教育行政として個々の児童の学習手法や、家庭の教育方針に口出しするのは、行き過ぎた介入です。

④ **調査か否か** 2020年度大教組夏期交渉において、大阪府教育委員会小中学校課長は「すくすくテスト」事業を「調査ではない」と断言しました。また、2020年9月29日の大教組への説明においても、首席指導主事は「調査ではない」としています。しかし、2020年度の教育委員会予算案で、「すくすくテスト事業」は「知事重点事業」として「PDCAサイクルを確立するため、小学5・6年生を対象とした学力調査・アンケート調査を実施する」と、はっきり「調査」と書かれています。予算案と説明が食い違っています。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（令和元年法律第三十七号）

第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限

（教育委員会の職務権限）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する**教育に関する事務**で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一～十六 （省略）。

十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。

十八・十九 （省略）

（調査）

第五十三条 文部科学大臣又は都道府県委員会は、第四十八条第一項及び第五十一条の規定による権限を行うため必要があるときは、地方公共団体の長又は教育委員会が管理し、及び執行する教育に関する事務について、必要な調査を行うことができる。

2 文部科学大臣は、前項の調査に関し、都道府県委員会に対し、市町村長又は市町村委員会が管理し、及び執行する教育に関する事務について、その特に指定する事項の調査を行うよう指示をすることができる。

（資料及び報告）

第五十四条 教育行政機関は、的確な調査、統計その他の資料に基いて、その所掌する事務の適切かつ合理的な処理に努めなければならない。

2 文部科学大臣は地方公共団体の長又は教育委員会に対し、都道府県委員会は市町村長又は市町村委員会に対し、それぞれ都道府県又は市町村の区域内の教育に関する事務に関し、必要な調査、統計その他の資料又は報告の提出を求めることができる。

学校教育法(令和元年法律第四十四号)

第三十七条 11 教諭は、児童の教育をつかさどる。

16 講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。